
士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス
(八六二)

なければならない。

注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。

(2) 監査法人については、業務上の拠点が必要である。

サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しなければならない。

注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会

(2) 制限しない。

計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。

監査法人については、業務上の拠点が必要である。

(3) サービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならぬ。

注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及

(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

<p>(c) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス (八六三)</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、当該税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束されない。 び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束されない。</p>

「公認会計士」は、登録により「税理士」としての資格も有する。

税理士法人については、業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。

注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、当該税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

(2) 制限しない。

「公認会計士」は、登録により「税理士」としての資格も有する。

税理士法人については、業務上の拠点が必要である。

(3) サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。

注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、当該税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

<p>(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供する建築サービスA</p> <p>建築サービスAは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有</p>	
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>「公認会計士」は、登録により「税理士」としての資格も有する。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供しなければならぬサービスを対象とする。

(八六七一一、八六七一一、八六七一一四)

(八六七二二、八六七二三、八六七二四、八六七二五、八六七二七)

(注)

注 建築物の建築のために必要なサービス(建築後のサービスを除く)

<p>く)に限る。</p>	<p>(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供する建築サービスB 建築サービスBは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することがで</p>
<p>(1) 業務上の拠点が必要である(注)。 注 建築サービスBが日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用</p>	<p>(2) 業務上の拠点が必要である(注)。 注 建築サービスBが日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p>

<p>(d)、(e)、(g) 建築サービスA及びB以外の建築サービス (八六七一一、八六七一四、八六七一九) (八六七二一)</p>	<p>きるサービスを対象とする。(建築物の建築工事契約に関する業務、建築物の建築工事の監督、建築物の調査又は鑑定及び建築物の建築工事に関する法令又は条例に基づく手続の代理の業務を含む。)</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。 用しないサービス提供者によって提供される場合には、業務上の拠点は必要でない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>(e)、 (g)、F(e)、F(m) 土木相談サービス</p>	<p>(e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス (八六七二、八六七三) (注) 注 建築サービス及び土木相談サービスを除く。</p>	<p>(八六七四二) (注) 注 建築物の建築のために必要なサービスに限る。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>しない。</p>

<p>(g) 都市計画及び景観設計サービス</p>	<p>(八六七二一、八六七二四、八六七二七、八六七二九) (八六七四一、八六七四二) (八六七六一) (八六七五一、八六七五二) (注) 注 土木のために必要なサービス(建築物のためのエンジニアリングデザイン・サービスを除く。)に限る。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(八六七四)</p>	<p>(h) 医師及び歯科医師サービス (九三一二)</p>
<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p>
<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。ただし、社会保障制度による償還額は、日本国内で同様のサービスを受けた場合の償還額と同一ではない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>B ス 電子計算機サービス及び関連のサービス</p>	<p>(j) 助産婦、看護婦、理学療法士及び準医療従事者により提供されるサービス (九三一九一)</p>	
	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p> <p>(2) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 約束しない。</p>
	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p> <p>外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 会社保障制度による償還額は、日本国内で同様のサービスを受けた場合の償還額と同一ではない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p> <p>制限しない。ただし、社会保障制度による償還額は、日本国内で同様のサービスを受けた場合の償還額と同一ではない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>C 研究及び開発のサービス</p> <p>(a) 自然科学の研究及び開発のサービス (八五一)</p>	<p>電子計算機サービス及び関連のサービス(航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。)</p> <p>(八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九)</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しく</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス (八五二)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>は認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものについては、約束しない。</p>

<p>(c) 学際的な研究及び開発のサービス (八五三)</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものについては、約束しない。</p>	

<p>(a) 所有し又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二一）</p>	<p>D 不動産に係るサービス</p> <p>(a) 所有し又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二一）</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス （八二二）</p>		
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>

	<p>E 運転者を伴わない 賃貸サービス</p> <p>(a) 船舶に関する運 転者を伴わない賃 貸サービス (八三一〇三)</p>
<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 船舶について日本国籍を 取得するには、国籍要件 (注)を満たす必要があ る。日本国籍を有しない船 舶は、日本国の不開港場 (注)へ寄港すること及び 内航海運サービスを提供す ることを認められない。内 航海運を目的とした船舶の 賃貸サービスのための免許 を与えられる船舶の数は、 制限することができる。</p> <p>注 この分野において、 「国籍要件」とは、船 舶を次のいずれかの者</p>
<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 船舶について日本国籍を 取得するには、国籍要件 (注)を満たす必要があ る。日本国籍を有しない船 舶は、日本国の不開港場 (注)へ寄港すること及び 内航海運サービスを提供す ることを認められない。</p> <p>注 この分野において、 「国籍要件」とは、船 舶を次のいずれかの者 が所有しなければなら ないことをいう。</p> <p>(a) 日本国籍を有する 自然人</p>

が所有しなければなら
ないことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律によ
り設立された法人で
あつて、その代表者
の全員及び業務を執
行する役員の三分の
二以上が日本国籍を
有するもの

注 「不開港」とは、関
税法に規定する開港
以外の港をいう。「開
港」(その一覧は、こ
の約束表の付録に掲げ
るとおりである。)に
は、将来、関税法が開
港として追加的に定め
る港を含む。

(b) 日本国の法律によ
り設立された法人で
あつて、その代表者
の全員及び業務を執
行する役員の三分の
二以上が日本国籍を
有するもの

注 「不開港」とは、関
税法に規定する開港以
外の港をいう。「開
港」(その一覧は、こ
の約束表の付録に掲げ
るとおりである。)に
は、将来、関税法が開
港として追加的に定め
る港を含む。

(2)

船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場（注）へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスのための免許を与えられる船舶の数は、制限することができる。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

- (a) 日本国籍を有する自然人
- (b) 日本国の法律によ

(2)

船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場（注）へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

- (a) 日本国籍を有する自然人
- (b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の

り設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの

注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。

(3) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場

二以上が日本国籍を有するもの

注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。

(3) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場

(注) へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスのための免許を与えられる船舶の数は、制限することができる。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を

(注) へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスについては、外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の

<p>(b) 航空機に関する 運転者を伴わない 賃貸サービス (八三一〇四)</p>	
<p>(1) 航空機について日本国籍 を取得するには、国籍要件 (注)を満たす必要がある。 外国籍を有する航空機 は、航空法の関連規定に従</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>有するもの 注 「不開港」とは、関 税法に規定する開港 以外の港をいう。「開 港」(その一覧は、こ の約束表の付録に掲げ るとおりである。)に は、将来、関税法が開 港として追加的に定め る港を含む。</p>
<p>(1) 航空機について日本国籍 を取得するには、国籍要件 (注)を満たす必要がある。 外国籍を有する航空機 は、航空法の関連規定に従</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>二以上が日本国籍を 有するもの 注 「不開港」とは、関 税法に規定する開港 以外の港をいう。「開 港」(その一覧は、こ の約束表の付録に掲げ るとおりである。)に は、将来、関税法が開 港として追加的に定め る港を含む。</p>

う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員の中の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によつて占められているもの

(2) 航空機について日本国籍
を取得するには、国籍要件

う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員の中の二以上が日本国の者によつて占められているもの

(2) 航空機について日本国籍
を取得するには、国籍要件

(注) を満たす必要がある。外国籍を有する航空機は、航空法の関連規定に従う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によつて占められ

(注) を満たす必要がある。外国籍を有する航空機は、航空法の関連規定に従う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によつて占められ

ているもの

(3) 航空機について日本国籍
を取得するには、国籍要件
(注)を満たす必要があ
る。外国籍を有する航空機
は、航空法の関連規定に従
う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航
空機を次のいずれかの
者が所有しなければな
らないことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律によ
り設立された法人で
あって、その代表者
の全員及び役員の一
分の二以上が日本国
籍を有し、かつ、そ

ているもの

(3) 航空機について日本国籍
を取得するには、国籍要件
(注)を満たす必要があ
る。外国籍を有する航空機
は、航空法の関連規定に従
う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航
空機を次のいずれかの
者が所有しなければな
らないことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律によ
り設立された法人で
あって、その代表者
の全員及び役員の一
分の二以上が日本国
籍を有し、かつ、そ

<p>(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及</p>	<p>(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス （八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 の議決権株式の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの</p>
<p>(3) (2) (1) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 の議決権株式の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの</p>

<p>(b) 市場調査及び世論調査のサービス</p>	<p>F その他の実務サービス (a) 広告サービス (八七二)</p>	<p>び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス (八三一〇六一八 三一〇九) (八三二)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 ける記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>(d) 経営相談に関連するサービス (八六六〇一、八六六〇九)</p>	<p>(c) 経営相談サービス (八六五)</p>	<p>(八六四)</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(e) 計量法による技術試験及び分析サービス（計量法の対象となるサービス） （八六七六三*）</p>	<p>(e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス（計量法の対象となるサービスを除く。） （八六七六**）</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>＊)</p>	<p>(h) 鉱業に付随する サービス (八八三、五一 五)</p>
<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しな ければならない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しな ければならない。 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これら以外は、各分野に 共通の約束における記載を 除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>(j) エネルギー流通</p>	<p>(i) 製造業に付随するサービス (八八四、八八五)</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 航空機製造事業法及び武器等製造法により、サービス提供者に付与される免許の数は、制限することができ。</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 火薬類製造業、皮革及び皮革製品製造業、鉱業、石油業、原子力産業、電気業、ガス業、熱供給業、航空機産業、武器産業、宇宙開発産業並びに生物学的製剤製造業については、外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 (4) これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>